BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業 (うち、中小事業者 BIM 試行型)の公募についての公示

令和4年4月28日 国土交通省住宅局長 淡野 博久

次のとおり、BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業(以下「BIM モデル事業」という。)(うち、中小事業者BIM試行型)の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業 (うち、中小事業者 BIM 試行型)

(2) 事業目的

本補助事業は、BIM を通じたデジタルデータの活用により、建築分野における生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等に向けて、設計・施工等のプロセスを横断して BIM を活用する試行的な建築プロジェクトにおけるBIM 導入の効果等を検証する取組について、優れた提案を応募した者に対し、国が当該検証等に要する費用の一部を補助することで、建築分野における BIM の活用を促進することを目的とします。

(3) 事業内容

建築 BIM 推進会議で策定された「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン (第2版)」(令和4年3月策定。以下「BIM ガイドライン」という。)の標準ワークフローを前提とした、BIM を活用する試行的な建築プロジェクトについて実施される、以下の①~③のすべてを実施する課題分析等の取り組みを公募します。

① 建築プロジェクトへの BIM の導入や試行的な取り組みを通じて生じる「課題の分析」と、その「課題解決のために実施する対応策」の検討

発注者や、設計、施工、維持管理等を行う関係事業者など、様々な関係者が BIM を導入し、活用するプロセスにおいて生じる課題の分析や、その解決策の検討を行うものです。

中小事業者の BIM 導入、活用における現状をふまえ、解決すべき課題を具体的に

設定し、対応策を提案してください。

② ①の検討を通じた「BIM の活用効果」の検証と、その効果を増大させる「今後の改善方策」の検討

①で課題分析とその改善方策の検討を行った結果、それにより BIM の活用効果があったのか、またその効果を増大させるためには、今後さらにどのように改善すればよいかについて検討を行うものです。

BIM の活用効果の検証については、できる限り定量的な効果測定を心がけてください(定性的な効果測定も含んでもよいこととします。)。

また、事業において検討の結果、定量的に効果がないという場合にも、その原因や、効果を出すためにはどのようにすればよいか等、今後の改善方策を検討してください。

③ ①・②を通じた、中小事業者のBIMの導入・活用ロードマップ素案を提示 今後、本事業の成果を踏まえ、BIMの導入から活用にいたる、各ステップと効果 を具体的にした業界共通のロードマップを示すことを目指しています。

そのためには、①・②の検証結果を踏まえ、中小事業者のBIMの導入・活用ロードマップの素案を提言してください。

具体的には、①の検証を行った業種、プロセス、BIMの習熟レベル(例えば意匠設計の基本設計での、BIM 導入期等)に応じて、②の効果測定等を踏まえ、今後他の同じ業種の、同じBIM の習熟レベルの中小事業者が、同じプロセスで、どのようにすれば最も効果的にBIM で業務を行うことができるか、ベストプラクティスとなるべき手法を検討し、具体的に提言してください(必要に応じて新たな課題提言等を含んでも構いません)。

(4) 補助金の額

一応募当たりの補助金の額は、当該事業に要する経費以内の額とし、一事業当たり 500 万円を限度とします。

2. 補助対象事業者の要件

- (1) 応募者は、補助を受けて実施する事業期間内においての効果検証・課題分析等に向けて取り組もうとするものとします。
- (2) 応募者は、次の①~⑦に該当し、効果検証・課題分析等を行おうとする者とします。
 - ① 応募者は民間事業者等であること。また、効果検証・課題分析等の対象となる 建築プロジェクトの発注者又は所有者でない場合には、発注者等の了解を得て いること(仮想プロジェクトを除く。)。
 - ② 課題分析等を確実に遂行するに足る技術的能力を有すること。

- ③ 課題分析等を確実に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 課題分析等に係る経理その他の事務について、的確な管理体制・資格及び処理能力を有すること。
- ⑤ 事業期間内での効果検証・課題分析等を達成するために必要な体制及び能力を 有すること。
- ⑥ 令和元年度以降、国土交通省住宅局が所管する他の補助事業において補助金返 還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されていないこ と。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係に ないこと。

(3) 一応募者につき、応募は一提案に限ります。

- ・同一の応募者又はグループの構成員が「中小事業者 BIM 試行型」として複数の提案を応募することはできません。
- ・同一の応募者又はグループの構成員により、別途募集を行っている「先導事業者型」、「パートナー事業者型」(補助対象外)との重複応募は可能ですが、評価はそれぞれの募集要領に基づき行うとともに、採択は「先導事業者型」、「パートナー事業者型」を含め、1応募者又はグループの構成員につき1件の採択に限りますのでご注意ください。
- ・グループでの応募にあたり、グループの構成員から応募者の代表を定めたうえで 応募してください。代表者は採択後、交付申請手続きを代表して行う者となりま す(直接補助金を受け取る者)。
- ・また、提案の際にグループの構成員としてすべての者を記載してください(代表者を経由して補助金を受け取る者)。グループの構成員として数の制限はありません。委託先や、補助金を受け取らずに連携する者等は提案内容(実施体制等)に盛り込んでください。
- ・同一の内容で、国の他の補助金等を受けている事業の応募は認められません。

3. 選定基準

(1) 事業の趣旨・目的への適合性

本事業の趣旨・目的を理解し、提案する事業において BIM の活用手法や、分析する課題等を適切に設定できているかについて審査します。

(2) 事業の実現可能性・持続可能性

提案された取組に関する実施計画や、その計画に応じたグループの実施体制等、 提案された事業の実現の可能性及びスケジュールの具体性、さらに、事業終了後も 当該グループにより継続した取り組みが期待できるか等について審査します。

(3) 事業の波及性・一般性

本事業の成果を公表・展開することで、BIM による建築分野の生産性向上や普及等、市場の共通課題の解決につながるかといった事業の波及性や一般性について審査します。

(4) 事業の先駆性・独創性

本事業の成果を公表・展開することで新たな課題提起につながる等、本事業の取組みが既知の事例に比べ先駆的な取り組みであるか、また新たな観点等からの取組みとなっているかといった事業の先駆性・独創性について審査します。

(5) その他

過去に本補助金の交付を受けた者で、事業の執行に関し不適切な対応があった等、 本補助事業の採択にあたって不適切と認められる者が応募者(複数者からなる場合 はその構成員を含む。)に含まれる場合は、当該応募者の提案を不採択とする場合が あります。

4. 募集要領の交付期間及び場所

(1) 公募期間

令和4年4月28日(木)から令和4年6月10日(金)17時まで

(2) 募集要領の配布

次のホームページからダウンロードしてください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05 hh 000923.html

5. 応募書類の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和4年6月10日(金) 17時(必着)

(2) 提出先

国土交通省住宅局建築指導課

BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業担当 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話:03-5253-8111 (内線39-504、39-542) FAX:03-5253-1630

メール: hqt-bimmodel@gxb.mlit.go.jp

(3) 提出方法

原則メールを利用しての提出。詳細は募集要領を参照してください。

6. 問い合わせ先

- (1) 事務局
 - 5 (2) に同じ
- (2) 担当部局
 - 5 (2) に同じ

7. 採択

提出された応募書類について、学識経験者等で構成される評価委員会での評価を行い、 採択の候補を選定します。その結果を踏まえて、本事業に係る令和4年度予算の範囲内 で国土交通省が事業の採択を決定します。審査にあたっては、書類審査及び必要に応じ てヒアリング審査を行います。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とします。
- (3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行いません。
- (4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にすることがあります。
- (5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年 5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求 者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそ れがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 詳細は募集要領によります。